## 平成26年3月26日

1	番	中	村	_	尭
2	番	稲	富	雅	和
3	番	勝	屋	弘	貞
4	番	竹	下		勇
5	番	角	田	<del></del>	美
6	番	伊	東		茂
7	番	光	武		学
8	番	徳	村	博	紀

9 番 福井 正 喜 弘 10 番 水 頭 11 番 敏 橋 爪 12 番 中 西 裕 司 13 番 征 子 松尾 松本 14 番 末治 15 番 松尾 勝利

## 2. 欠席議員

なし

## 3. 本会議に出席した事務局職員

 事務局長谷口秀男

 局長補佐中尾悦次

 議事管理係長西村正久

## 4. 地方自治法第121条により出席した者

市			長	樋	П	久	俊
副	Ī	Ħ	長	北	村	和	博
教	ī	育	長	江	島	秀	隆
総	務	部	長	藤	田	洋	一郎
市	民	部	長	迎		和	泉
産	業	部	長	中	JII		宏
建	設 環	境 部	長	中	村	博	之
会	計 管	章 理	者	平	石	和	弘
会	計	課	長	橋	村	直	子
総務	<b></b> 務課長兼人権	・同和対策	課長	松	浦		勉
企画	財政課長兼選挙管	管理委員会事務局	易参事	打	上	俊	雄
企画	財政課参事兼選挙	举管理委員会事務	房局長	寺	山	靖	久
市	民	課	長	有	森	弘	茂
市	民	果参	事	_	ノ瀬	健	$\vec{\underline{}}$
税	務	課	長	大	代	昌	浩
福	祉 事	務 所	長	栗	林	雅	彦
保	険 健	康課	長	土	井	正	昭
農林水産課長兼農業委員会事務局長			局長	中	村	信	昭
産	業	部 参	事	橋	口		浩
農	林水	童 課 参	事	下	村	浩	信
商	工 観	光課	長	有	森	滋	樹
都	市建	設 課	長	森	田		博
環	境 下 7	水 道 課	長	福	岡	俊	剛
水	道	課	長	松	本	理	一郎
教	育次長兼	数 育 総 務 訳	果長	中	島		剛
生涯	<b></b> 星学習課長	東中央公民的	官長	澤	野	政	信

#### 平成26年3月26日(水)議事日程

開 議(午前10時)

日程第1	議案第8号	鹿島市産業活性化施設設置条例の制定について(委員長報告、
		質疑、討論、採決)

日程第2 議案第9号 鹿島市水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について (委員長報告、質疑、討論、採決)

日程第3 議案第1号 平成26年度鹿島市一般会計予算について

議案第2号 平成26年度鹿島市公共下水道事業特別会計予算について

議案第3号 平成26年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計予算に ついて

議案第4号 平成26年度鹿島市国民健康保険特別会計予算について

議案第5号 平成26年度鹿島市後期高齢者医療特別会計予算について

議案第6号 平成26年度鹿島市給与管理特別会計予算について

議案第7号 平成26年度鹿島市水道事業会計予算について

(委員長報告、質疑、討論、採決)

日程第4 意見書第1号 TPP (環太平洋戦略的経済連携協定) 交渉に関する意見書(案) (質疑、討論、採決)

日程第5 意見書第2号 有明海再生のために佐賀・長崎両県との協議の早期実施等を求める意見書(案) (質疑、討論、採決)

#### 午前10時 開議

#### 〇議長(松尾勝利君)

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の日程表どおりといたします。

この際、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。谷口事務局長。

#### 〇議会事務局長(谷口秀男君)

諸般の報告をいたします。

監査委員から平成25年度に係る平成26年1月分の出納検査結果に関する報告があっております。その写しをお手元に配付いたしております。

以上で諸般の報告を終わります。

#### 日程第1 議案第8号

## 〇議長(松尾勝利君)

それでは、日程第1. 議案第8号 鹿島市産業活性化施設設置条例の制定についての審議 に入ります。

去る3月5日の本会議において文教厚生産業委員会に付託をされました議案第8号 鹿島 市産業活性化施設設置条例の制定について、文教厚生産業委員会の審査結果は、お手元に配 付いたしております委員会審査報告書の写しのとおりであります。

平成26年3月10日

鹿島市議会

議長松尾勝利様

文教厚生産業委員会 委員長 福 井 正

#### 文教厚生産業委員会審査報告書

平成26年3月5日の本会議において付託されました議案第8号「鹿島市産業活性化施設設置条例の制定について」は、3月10日に委員会を開き、審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、会議規則第98条の規定により報告します。

委員長の審査経過及び結果の報告を求めます。文教厚生産業委員長福井正議員。

## 〇文教厚生産業委員長(福井 正君)

おはようございます。文教厚生産業委員会の審査結果の報告をいたします。

去る3月5日の本会議において文教厚生産業委員会に付託されました議案第8号 鹿島市 産業活性化施設設置条例は、担当職員出席のもと、3月10日に慎重に審査を行いました。そ の経過及び結果について御報告いたします。

まず、担当の職員より次の説明がありました。

制定理由は、背景に、鹿島市の1次産業を取り巻く情勢がある。6次産業等新たな農業施策、TPP交渉への生産者の不安、重油、資材等の高騰、生産者単価の伸び悩み、地域を担う後継者確保の不安。

また、鹿島市の動きとして、新規作物等新たな戦略品目の検討、福岡圏を中心とした需要者との交流促進、加工品の開発・販売、需要者との交流促進、海外に視野を広げた観光と農業、大学との連携、以上の取り組みを促進し、本市を含む地域産業活性化に寄与するために、鹿島市産業活性化施設を設置するので、条例を制定したい。

施行期日は、交付の日から起算して二月を超えない範囲内において、規則を定める日から 施行する予定。

以上の説明の後、以下の質疑を行いました。

- 質問 1年間の利用者の予想は。
- 答弁 活性化施設の利用計画を出しているが、延べ2,833人、今のは補助金申請時の数字。 これくらいではいけないと思っている。
- 質問 実施事業例があるが、やりやすいものとかあるか。
- 答弁 ここに掲げているのはここでやるべきものと考えている。あえて難しいものを挙げると、新規就農者関係。
- 質問 先日ノロウイルス事件があったが、こういう場合の対応は。
- 答弁 ウイルス対策は大切。定期的に職員研修を実施したい。
- 質問 掃除するのは職員か業者か。
- 答弁 日々の清掃は職員、年間を通しては業者に委託。
- 質問 愛称の海道(みち)しるべは、インターネットでほかにないか調べたが出てこなかった。ほかにないのか。
- 答弁 全国募集して審査委員会内で全国類似審査もしたが、海道(みち)しるべと同じも のはほかになかった。
- 質問 観光バスで来て弁当を食べることはできるのか。
- 答弁 大会議室を開放することを考えている。また、外にテラスを設ける予定。景色がよいので利用してもらいたい。
- 質問 全体や機具などの金額は。
- 答弁 建築費で約1億円、7割が補助、その他工事費含めて186,000千円、市は110,000千円、備品は20,000千円。
- 質問 条例制定するに当たって、ほかの施設を参考にしたのか。
- 答弁 地方自治法により、市内の施設や市外も含め参考にした。特別の施設のため、その 後、内部協議した。
- 質問 3つの柱の事業は、農業試験場のようなことに取り組むのか。
- 質問 展示室はどのように考えているか。
- 答弁 農業だけでなく、産業の紹介や新規作物の紹介、市内の食材を使った調理でパネルによる展示などを考えている。また、観光客のみならず、市内の保育園、小・中学生などにも寄っていただければと思う。
- 質問 施設内で物品販売はできないとなっているが、近くに観光施設をつくったらどうか。 ある程度期間が過ぎれば法人へのめどは難しいと思うが考えを。
- 答弁 おっしゃるとおり難しい。法人化をしても、JA等と連携する必要がある。市の法人として、よそにないものを考えている。物品販売は加工したものはできないが、1

次産品は販売できる。また、近くに何の施設ができるかも大きく関係する。

- 質問 当初5人のスタッフだが、利用者にとって、土、日、祝日の開放はありがたいが、 勤務体系はどうするのか。
- 答弁 利用者の利便を考えたエイブルのように交代制を考えている。そのためには、農商 工連携推進室の職員が入る考えを持っている。
- 質問 県内にこういう施設はほかにあるか。
- 答弁 県内であえて言うなら農業大学校、全国的にも珍しい。
- 質問 市内と市外の混合利用で、例えば10人中、市内が2人、市外が8人の場合の料金は。
- 答弁 1人でも市内の人がいれば、市内料金を適用したい。
- 質問 職員は5人採用予定だが、技術家だけか。
- 答弁 スタッフはそれぞれ専門の人、ほぼ決定している。事務屋と技術屋がいる。
- 質問 3つの柱があるが、栽培試験などの指導は誰がするのか。5名の職員がするのか。
- 答弁 施設総括長や営農指導の方も農業の技術指導者、JAや普及センターとも連携していきたい。
- 質問施設の中でセミナーなどあるが、その指導者も同じか。
- 答弁 そのとおり。後継者育成の制度も含めて県やJAとも連携していきたい。
- 質問維持管理費や人件費の予定額は。
- 答弁 運営費の維持管理費は3,000千円、人件費の見込みは約20,000千円。
- 質問 独立採算制をしないと聞いたが。
- 答弁 独立採算制を目指すと、市内の業者に金を渡してもらうことができない。
- 質問 この施設は、中山間地整備事業の一環でよいのか。
- 答弁 そのとおり。
- 質問 補助事業の期間は8年と決まっている。金もうけはできないとなっているが、その 後販売してよいのか。
- 答弁 物品を売っていけないとなっていたが、会計検査院より今は売っていいように指導 があっている。

以上の質疑の後、討論、採決した結果、議案第8号 鹿島市産業活性化施設設置条例は、 文教厚生産業委員会において起立全員で可決されました。

以上、報告を終わります。

#### 〇議長(松尾勝利君)

ただいまの委員長報告に対し、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

#### 〇議長(松尾勝利君)

質疑を終わります。

討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

#### 〇議長(松尾勝利君)

討論を終わります。

採決します。議案第8号 鹿島市産業活性化施設設置条例の制定については、委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

#### 〇議長(松尾勝利君)

起立全員であります。よって、議案第8号は提案のとおり可決されました。

## 日程第2 議案第9号

#### 〇議長(松尾勝利君)

日程第2. 議案第9号 鹿島市水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定についての 審議に入ります。

去る3月5日の本会議において、総務建設環境委員会に付託をされました議案第9号 鹿島市水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について、総務建設環境委員会の審査結果は、お手元に配付いたしております委員会審査報告書写しのとおりであります。

平成26年3月10日

鹿島市議会

議長松尾勝利様

総務建設環境委員会

委員長 伊 東 茂

## 総務建設環境委員会審査報告書

平成26年3月5日の本会議において付託されました議案第9号「鹿島市水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について」は、3月10日に委員会を開き、審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、会議規則第98条の規定により報告します。

委員長の審査経過及び結果の報告を求めます。総務建設環境委員長伊東茂議員。

## 〇総務建設環境委員長 (伊東 茂君)

それでは、総務建設環境委員会審査結果報告をいたします。

去る3月5日の本会議において、総務建設環境委員会に付託されました議案第9号 鹿島 市水道事業の剰余金の処分等に関する条例は、担当職員出席のもと、3月10日に慎重に審査 を行いました。その経過及び結果について御報告をいたします。

まず第1に、この制定の理由として、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)により、地方公営企業法の一部が改正。施行期日は、平成24年4月1日とされ、地方公営企業にかかわる毎事業年度に生じた利益及び資本剰余金の処分については、条例の定めるところにより、または議会の議決を経て行わなければならないこととされている。

新地方公営企業会計基準が平成26年度の予算及び決算から適用となり、これからの鹿島市 水道事業における財政的基盤を確立し、もってその健全な運営に寄与することを目的とし、 条例において、毎事業年度に生じた利益剰余金及び資本剰余金の処分並びに欠損の処理につ いて必要な事項を定める。

2番目、地方公営企業法の改正内容の概要。

- 1、利益の処分にかかわる減債積積立金及び利益積立金の積み立て義務を廃止し、利益の 処分は条例の定めるところにより、または議会の議決を経て行うものとする。
- 2、資本剰余金の処分については、条例の定めるところにより、または議会の議決を経て 行うものとする。

大きい3番、法改正後の本市における剰余金の処分に関する経過。

平成24年9月定例会において、決算の認定を受ける決算書の内容と地方公営企業法で要求 される利益の処分等との整合性をとる必要性があることから、利益の処分と決算の認定を関 連あるものとして同一議案とする提案を行った。

平成25年9月定例会において、地方公営企業法では個別に条文が規定されており、議会の 議決を求める対象を明確にし理解するために、利益の処分と決算の認定について個別の議案 として提案し、議会の議決を経て対応をしている。

大きな4番、条例の概要。

改正前の地方公営企業法及び地方公営企業法施行令の規定に相当する内容で基準を定める こととする。

大きな5番目、施行期日、平成26年4月1日。

以上の執行部からの説明の後、審議を行いました。

まず、質疑として、条例に沿った剰余金の処分については、決算報告として出てくるのか。 答弁 剰余金の処分については、条例に沿った処分になる。目的外に使用、処分する場合 は、議会の議決が必要になる。

- 質疑 第3条、前事業年度から繰り越した欠損額を埋めた後の残額の20分の1を下回らない金額を積み立てることの表現があるが、上限の設定はないのか。
- 答弁 旧法の中では、20分の1以上を積み立てる。利益が生じた場合は減債積立金に積み立てる。20分の1を下回ってはいけない。

- 質疑 20分の1以上を減債積立金に持っていく場合があるのか。
- 答弁 ある。
- 質疑 企業債は多くある。剰余金が出た場合、減債積立金に持っていって償還を少しでも 早めたいということなのか。
- 答弁 今回の条例は、減債積立金を主に考えて制定をしている。減債積立金残高は平成24 年度決算では32億円ある。減債積立金の積み立て充実を主に考えている。
- 質疑 減債積立金、利益積立金、建設改良積立金について、水道料金値下げのために議会 が議決した場合は、積立金を利用できるのか。
- 答弁 料金値下げには直接関係はしない。収益的収支は赤字ではない。資本的収支の不足 する分は減債積立金を充てる。
- 質疑 収益的収支27,218千円、これが出なかったら大変なことになる。以前は50,000千円 近くあった。減少している原因は。今後10,000千円台になる可能性もあるのではないか。
- 答弁 平成23年度決算の純利益は102,000千円、平成24年度決算は37,000千円、ダムの使用権取得の仮勘定を本勘定にしたためである。
- 質疑 企業債償還のほとんどを減債積立金に充てる。二、三年前には1億円あったのが、 本勘定になった場合50,000千円になる。今後それが30,000千円、20,000千円になった ら、減債積立金に充てる金額が少なくなってくる傾向になるのではないか。
- 答弁 資本的収支は、事業計画を立て、事業をすればするほど響いてくる。事業費は平準 化を行って料金値上げをしないように老朽化対策等事業を平準化したいと考えている。 また、答弁の補足として、企業債の今後の償還について、元金償還のピークは平成 28年度の282,000千円、平成29年度は243,000千円、平成32年度までには180,000千円 まで下がる。利息については、平成24年度87,000千円、平成26年度は75,000千円。
- 質疑 企業会計は利益がなければならない。使用者側からすれば、人口減少、核家族がふ えてきている。節水型になるので、使い勝手がいいように健全な企業経営を考えてほ しい。
- これについては答弁はなし。
- 続いての質疑 提出する条例は解説書はついているのか。
- 答弁 解説書つきは委員会用、本会議で示しているのは解説書抜きである。
- 質疑 今から条例のつくり方は解説書つきのものもある。それは市民に向けてわかりやすいためである。
- これについても答弁はなし。
- 質疑 償還のピークは平成28年。毎年人口減、使用量が減っていく可能性がある。年度ご との今後のシミュレーションをつくっているのか。

答弁 給水人口は減っている。核家族がふえることによって給水戸数はふえている。中・長期計画はある。給水収支については1%減を見込んで計画をしている。そして、20,000 千円から30,000千円の純利益を予定している。現計画は安定的に収益ができる計画である。

質疑
それでは、その計画は何年後まで考えているのか。

答弁 平成35年度までの計画となっている。

以上、質疑、答弁の後、討論、採決をした結果、議案第9号 鹿島市水道事業の剰余金の 処分等に関する条例は、総務建設環境委員会において、起立全員で可決をされました。

以上、委員会の報告を終わります。

#### 〇議長(松尾勝利君)

ただいまの委員長報告に対し、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

#### 〇議長(松尾勝利君)

質疑を終わります。

討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

#### 〇議長(松尾勝利君)

討論を終わります。

採決します。議案第9号 鹿島市水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定については、委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

#### 〇議長(松尾勝利君)

起立全員であります。よって、議案第9号は提案のとおり可決されました。

#### 日程第3 議案第1号~議案第7号

#### 〇議長(松尾勝利君)

次に、日程第3.去る3月6日の本会議において、新年度予算審査特別委員会に付託をされました議案第1号から議案第7号までの7議案、平成26年度予算の審議に入ります。

議案第1号 平成26年度鹿島市一般会計予算について、議案第2号 平成26年度鹿島市公 共下水道事業特別会計予算について、議案第3号 平成26年度鹿島市谷田工場団地造成・分 譲事業特別会計予算について、議案第4号 平成26年度鹿島市国民健康保険特別会計予算に ついて、議案第5号 平成26年度鹿島市後期高齢者医療特別会計予算について、議案第6 号 平成26年度鹿島市給与管理特別会計予算について、議案第7号 平成26年度鹿島市水道 事業会計予算についての新年度予算審査特別委員会の審査結果はお手元に配付いたしており ます新年度予算審査特別委員会審査報告書写しのとおりであります。

平成26年3月18日

鹿島市議会

議長松尾勝利様

新年度予算審査特別委員会 委員長 橋 爪 敏

#### 新年度予算審查特別委員会審查報告書

平成26年3月6日の本会議において付託されました、議案第1号「平成26年度鹿島市一般会計予算について」、議案第2号「平成26年度鹿島市公共下水道事業特別会計予算について」、議案第3号「平成26年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計予算について」、議案第4号「平成26年度鹿島市国民健康保険特別会計予算について」、議案第5号「平成26年度鹿島市後期高齢者医療特別会計予算について」、議案第6号「平成26年度鹿島市給与管理特別会計予算について」、及び議案第7号「平成26年度鹿島市水道事業会計予算について」の7議案については、3月11日に現地調査を、12日、13日、14日、17日、18日に審査を計6日間にわたり特別委員会を開き、審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、会議規則第98条の規定により報告します。

委員長から、委員会における診査経過及び結果の報告を求めます。新年度予算審査特別委員長橋爪敏議員。

#### 〇新年度予算審査特別委員長(橋爪 敏君)

おはようございます。新年度予算審査特別委員長の報告を申し上げます。

去る3月6日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号 平成26年度鹿島市一般会計予算について、議案第2号 平成26年度鹿島市公共下水道事業特別会計予算について、議案第3号 平成26年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計予算について、議案第4号 平成26年度鹿島市国民健康保険特別会計予算について、議案第5号 平成26年度鹿島市後期高齢者医療特別会計予算について、議案第6号 平成26年度鹿島市給与管理特別会計予算について、議案第7号 平成26年度鹿島市水道事業会計予算について。

また、3月11日、議案関係4カ所の現地調査を行いました。

1カ所目が鹿島市活性化施設整備事業、2カ所目が肥前浜宿街なみ環境整備事業、3カ所目が東部中学校改築事業、4カ所目が鹿島城赤門及び大手門管理事業の4カ所を調査いたしました。

12日から18日までの5日間、市長を初め、副市長、担当部課長、担当職員の出席を求め、

正副議長を除く13名の議員による新年度予算審査特別委員会を開催し、慎重に審査を行いま した。

まず初めに、各会計の予算の概要について申し上げます。

一般会計当初予算は、4月に市長選挙が実施されるため、政策的な新規施策事業を除いた 予算を編成しているが、東部中学校改築事業や地方都市リノベーション事業などの大型の継 続的事業の実施により、総額13,589,000千円となっている。政策的な新規施策については、 市長改選後の6月議会において追加する。

平成23年度にスタートした第5次総合計画の推進のための重要な政策的事業(定住促進、 子育て支援など)の実現に向け、地域における中核都市としての復活を目指す「鹿島ニュー ディール構想実現型」の予算となっている。

歳入については、市税は依然として厳しい地方経済雇用状況にあるものの、個人市民税の3.5%の増、固定資産税の0.6%の増などの要因で1.1%の増となり、急激な伸びはないが、 堅調さを維持する見込みである。

地方交付税は全体枠で減額されている。これは、政府の経済対策等による景気回復や税制 改正による効果を織り込んだものであり、予算対比3%減で計上している。

また、臨時財政対策債は13%減で計上されており、実質的な地方交付税は当初予算段階で4%、180,000千円減を見込んでいる。

この結果、財源不足を補うため財政調整基金から430,000千円、また、投資的事業の財源の一部として、公共施設建設基金から307,000千円繰り入れている。

歳出については、人件費、扶助費、公債費のいわゆる義務的経費は0.3%、15,625千円減 となった。

また、人件費、扶助費、物件費、維持補修費、補助費等のいわゆる消費的経費は、臨時福祉給付金等による扶助費の増や西部広域環境組合への一部事務組合負担金の増などにより、2.8%、214,303千円の増となっている。

公債費は、1,073,575千円で9.6%減であり、今後も数年間は順調に減少していく見込みである。

しかしながら、本年度より本格化するニューディール構想等の実現に要する市債の元金償還に伴い、一時的に増加する見込みではあるが、実質公債費比率等の各種指標については適正な範囲で推移していくものと見込んでいる。

また、市債残高はピーク時の138億円から平成26年度は92億円となる見込みであり、地方 交付税で償還経費が全額措置される臨時財政対策債43億円を差し引くと、実質的な市債残高 は49億円程度となる。

この49億円の償還にも約5割の交付税措置が見込まれ、市債残高の増嵩抑制と圧縮は軌道に乗っている。

今後の行財政運営については、いわゆる国の三位一体の改革などによる地方交付税や補助 負担金の縮減など、厳しい財政状況ながら鹿島市はこれまでの行財政改革の努力に加え、財 政基盤計画の策定や、その確実な実施に取り組み適切な対応を行いこれまで乗り切ってきた。 今後もこの基本姿勢を堅持しつつ、既存事業の見直しを行いながら、第5次総合計画の実現 に向けて最大限の配慮を行っていくとの説明がありました。

また、各部の事業や特徴的なものについての説明がありましたが、総務部関係では、市制 60周年記念事業、防災基盤整備事業、市民会館建設検討事業、日韓定期交流事業等でござい ます。

市民部関係では、子どもの医療費助成事業、放課後児童対策事業、保育所運営事業、障害者施設給付事業等でございます。

教育委員会関係では、東部中学校改築事業、小学校及び中学校耐震補強大規模改造整備事業、 、 、 鹿島城赤門及び大手門管理事業等がございます。

産業部部門では、鹿島市活性化施設整備事業、イノシシ駆除及び被害防止対策事業、新規 就農総合支援事業、農商工連携事業、酒蔵ツーリズム推進事業等でございます。

建設環境部関係では、地方都市リノベーション事業、市営住宅管理事業、肥前浜宿街なみ環境整備事業、家庭用浄化槽設置整備事業等の説明がありました。

次に、公共下水道事業特別会計は予算総額1,059,643千円で、主な事業は、公共下水道事業建設費、浄化センター費等で、国民健康保険特別会計は予算総額4,133,386千円で、主な事業は、保険給付費、介護納付金、保健事業費等で、後期高齢者医療特別会計は予算総額394,517千円となっております。

次に、水道事業会計予算については、給水収益523,165千円で、主な事業は配水設備整備 事業、機械・電気計装設備等更新事業、久保山配水池改修事業等の説明がありました。

以上、各部ごとに説明を受け、直ちに質疑に入りましたが、551件の質疑がありましたが、 主なものについて、その一部を報告いたします。

まず、第1号議案、一般会計についての質疑を申し上げます。

質疑 基金の管理運用は。

答弁 17の基金がある。通常は、定期預金、国債、10年物が1つ、5年物の大阪の地方債を持っている。

質疑 決算審査等、定期監査等、財政支援団体等の監査日数は。

答弁 定期監査は、全庁舎での部署を4つに分け、時間をずらしている。資料の提出から 監査まで約1カ月程度。財政援助団体等は補助金等を受けている団体や指定管理者が 該当する。

質疑 市民からの監査請求は何件あったのか。

答弁 平成25年度で3件あった。

- 質疑 財政援助団体等の監査で団体数と監査された数は。
- 答弁 1,000千円以上補助されている団体を目安に選定しているが、26団体と指定管理者14 団体、合計40団体のうち、年に2団体程度を監査している。しかし、25年度はほかの業務でいろいろなことが発生したので実施をしていない。
- 質疑 電子黒板を小学校、中学校と配置をしているが、ICT教育について教育委員会も 含め議論は必要だろうと思うが、26年度内において検討をする予定とか保護者の意見 を聞くことを考えているのか。
- 答弁 今後どういう方向に進むのかの議論は必要になってくるだろうと思う。議論をしな がら教育委員会でも詰めていきたい。
- 質疑 県民体育大会運営予算1,901千円、運営をどこに委託するのか。
- 答弁 委託ではなく、生涯学習課の直営で実施する。
- 質疑 市民体育館は少し古くなっているが、リフォームの考えはないのか。
- 答弁 30年までの実施計画にはまだ載せていないが、クラックが目立っている。ことし、 建築基準法の改正で打診調査というものを行った。検討する必要があると思っている。
- 質疑 学校給食センターの前年度予算と比較し、人件費が28,580千円程度減額されている。 また、委託によって委託料が64,000千円上がっているが、誰が残られるのか。
- 答弁 委託するのは調理部門と配送部門。給食センター11名の調理担当、4名が配送運転 手、日々雇用の職員、別に日々雇用の臨時の職員、そこを民間委託する。それ以外の 職員は残る。
- 質疑 委託するシダックス大新東の雇用は地元雇用を優先的にするのか。
- 答弁 地元から採用し、地元雇用して育成をして育て上げたい。
- 質疑 就学援助金の基準を旧市町村が下げるそうだが、鹿島市は所得基準の1.3倍の基準 だが、どのように支出するのか。
- 答弁 基準は1.3倍を基準として行っている。
- 質疑 スポーツ合宿誘致の補助金額の決定の経緯は。
- 答弁 期間は大学からの要望で調整をしている。交付金は東京からの交通費、鹿島での宿 泊費の半額を交付している。
- 質疑 ふれあい以後は残りの4小学校で開催されるが、保育園でできないのか。
- 答弁 東京から呼ぶと、経費的と日程調整で困難である。
- 質疑 小中一貫教育について、東部中学校の改築に当たって議論があったのか。
- 答弁 県内でも小中一貫の踏み出しもされたが、もうちょっと見きわめたほうがいいのかなという状況である。
- 質疑 学校の校庭と蟻尾山のサブグラウンドの芝生化の検討は。
- 答弁 学校の校庭の芝生を検討したということはない。サブグラウンドは担当レベルでの

協議はしている。

- 質疑 小学校の扇風機は各教室に1台ずつつけるのか。
- 答弁 扇風機は多いほどいいと思うけど、そうなると、机の上のプリントが飛ぶという弊 害も出てくる。今計画をしているのは、各教室に2台を予定している。
- 質疑 耕作放棄地等、所有者が誰かわからない場合の市の対応は。
- 答弁 税務課では、実際の所有者に課税する。市内の相続人であれば、納税通知書を送付 することしかできない。
- 質疑 鹿島市で主な感染症は。
- 答弁 インフルエンザの発生が一番多い。
- 質疑 放課後児童対策事業で児童数がふえている説明があったが、どれくらいの人員が放 課後児童クラブにいるのか。
- 答弁 平成25年度の1月6日現在、合計290名である。
- 質疑 放課後児童クラブの保護者の費用負担は。
- 答弁 月額3千円である。
- 質疑 介護保険制度を国は市町村事業に移管すると言っているが、介護予防事業をやって いる団体から見てどのように変わるのか。
- 答弁 社会保障制度と税の一体改革の中で、介護予防制度自体は、要支援1、2のほうの 訪問介護とか通所介護事業が地域支援事業として市町村におりてくる。包括的な支援 を各市町村がやる形になるかと思う。地域の包括ケアシステムの自立も考えてあるの で、介護を必要とされる方に今までと変わらないような対応ができるような体制をと ることが今後の課題となってくる。
- 質疑 軽自動車税が前年度対比、当初予算1,500千円の増となっているが、どのような要因か。また、バイク、軽自動車の台数は。
- 答弁 平成25年度と平成26年度との比較で、50ccバイクが、平成25年度が1,335台、平成26年度が1,298台、90ccバイクが、平成25年度が134台、平成26年度は136台。四輪の自家用自動車が、平成25年度で8,501台、これが8,840台と339台増加している。四輪貨物は、平成25年度が、4,227台が4,104台とマイナス173台。四輪乗用の7,200円が大きく伸びているので、今回1,500千円の増を見込んでいる。
- 質疑 敬老の祝い金1人当たりの金額はアップしているのか。
- 答弁 1人当たり1千円の交付をしており、アップはしていない。
- 質疑 住基カードの現状は。
- 答弁 平成25年度の住基カードの発行枚数32枚、類計発行689件である。
- 質疑 たばこ税の税収は2億円以上計上されている。コンビニで販売のたばこ消費税は鹿 島に入ってくるのか。

- 答弁 たばこ税は小売業者が仕入れて、その仕入れた本数をたばこの製造販売会社が鹿島 に納付するという形になる。小売業者が申告を、鹿島市で仕入れたということであれば鹿島市の税収となる。
- 質疑 保育所整備が1件あるが、場所はどこか。
- 答弁 若草保育園が改装申請を上げておられる。
- 質疑 法人市民税の税率は。多分、市町村で違うと思うが。
- 答弁 法人市民税の税率は標準税率で12.3%、制限税率が14.7%、鹿島市は14.7%で課税をしている。
- 質疑 予防接種で副反応が起きた場合は、国の補助と補償で市の責任はどうなるのか。
- 答弁 予防接種法に基づく定期の予防接種で保健被害が起こった場合は、国の健康被害補 償制度であるので、それに基づいて補償をしていく。
- 質疑 例えば、本社は東京にあって、鹿島に支店、営業所、あるいは販売所があるとして、 法人市民税を取られているのか。
- 答弁 本社と営業所を含めて699社、申告納付ということで必ず申告してもらっている。 営業所があれば申告する義務があり、均等割のみは絶対事業所があれば納めてもらう。 質疑 市庁舎内に喫煙ルームをつくることができないのか。
- 答弁 喫煙ルームについては財政課のほうで試算をさせたところ、1カ所当たり1,000千円ぐらいかかり、庁舎が1階から5階、そして、東と西とあるので、10カ所ぐらいの 喫煙ルームでしたら10,000千円ぐらいかかるので喫煙ルームの設置については難しいと思っている。
- 質疑 福祉事務所にパートの人たちが何人いるのか。
- 答弁 職員19人とは別に32名程度おられる。
- 質疑 日々雇用職員の採用形態は。
- 答弁 基本的には公募。中には細かい資格、長い間の経験年数が必要なものもある。そう いった方は選考という形もある。
- 質疑 就労支援の状況は。
- 答弁 若い世代の方でも就職できないで相談に見える方はたくさんおられる。いろいろな制度を利用し、生活保護に至らない方もおられる。生活保護しかないときには、本人の意向に従って申請を受け付けている。
- 質疑 災害時の職員の対応は。
- 答弁 まず、連絡室をつくる。その後、その状況によって危険性が及ぶ場合には、災害対策本部を設置する。当然、職員が迅速に動けるよう、職員配置表を作成し、各職員に配付をしている。
- 質疑 市民交流プラザの共益費は。

- 答弁 月額2,700千円程度の維持管理費が必要であろう。現在、ピオ側と調整中である。
- 質疑 借入金返済はどこに対して支払うのか。
- 答弁 政府系が大部分。財務省関係が約594,000千円、かんぼ資金が72,000千円、郵便貯金が58,000千円等である。
- 質疑 庁舎管理費を見てみると、対前年度比から庁舎管理費が5,389千円、約5,400千円ほど減額になっているが、その理由は。
- 答弁 庁舎管理費で減額の理由は、庁舎のほうでは打診審査を25年度に行っているので金額的な大きな減となっている。今回からは通常の業務ということで計上している。
- 質疑 自主防災組織予算2,000千円があるが、まだ組織されていない地区は。
- 答弁 北鹿島、鹿島の一部、能古見ができていない。
- 質疑 契約、納入、入札については、制度的に決めてある。財政規模があるが、不動産鑑 定入札においては守らなかったのではないのか。
- 答弁 入札事務に関し、適正な事務執行をできていなかった。チェックミスがあった。そして、意思統一ができていなかったと反省をしている。再発防止のための検証を行っている。職員に徹底を図っていきたい。契約行為については、民法上は成立という認識、結果については適法であったという認識をしている。
- 質疑 イノシシ猟の際、ハウスのあるところでは銃は撃たないようにという指導はあって いるのか。
- 答弁 年2回、猟友会の会合で警察から使用を含めた全般的な諸注意や専門の部署から指導してもらっている。
- 質疑 航路のしゅんせつされた潟泥の処分として、潟泥を揚げることはないのか。
- 答弁 潟泥を揚げるのは、今年度、県営事業で塩田川の河口橋新設をやっている。これは 大きな船を現場に持ってきて、グラブで泥を揚げて、船に一回乗せ、沖合のほうへそ の泥を持っていって処分。漁場の造成という形で処分をしている。26年度以降、再度 潟がたまらないように、しゅんせつ漁船で維持管理をする。
- 質疑 企業誘致について、めどがあるのか。
- 答弁 企業誘致は現在厳しい状況である。県とも連携をとりながら進めてまいりたい。
- 質疑 ミカン根域制限高畝栽培事業で1,000千円の予算で、企業等の農業参入を促進するようになっているが、JR九州の農業参入についての状況は。
- 答弁 地道に交渉を進めてきている。この3月、4月が山場と思っている。両方が納得できるような形の契約ができればと思っている。
- 質疑 新規就農給付金は21,000千円から26,000千円、約4,500千円程度増額してあるが、 新規就農の促進事業補助は3,390千円から1,380千円と2,000千円減額になっているが、 青年就農促進事業補助金というのはどういった内容なのか。

- 答弁 青年就農給付金は国の事業である。45歳未満の新規就農者の方に、独立、自営の就 農であれば5年間1,500千円を支給するというものである。さっきの続きですが、新 規就農者は平成23年度17人、24年度8人と1組。25年度は現在9人と3組となってい る。この制度を使って新たに推進を図っていきたいと考えている。
- 質疑 国内外への販路開拓、国外はどの辺を考えているのか。
- 答弁 アジア圏内、以前から中国大連とは関係を持って活動してきているが、新たに香港、 上海を検討している。今度派遣する県の首都圏営業本部等の御紹介もあり、いろいろ なルートを探りながら販路拡大の開拓をしていきたい。
- 質疑 75歳以上が離農し、後継者がいないとしたら、24年現在で水田が1,465へクタール あって、もし10年間何もしなかったら690へクタールぐらいになるとの見方なのか。
- 答弁 試算のやり方でいけば691ヘクタールまでに減少する予測である。
- 質疑 商工費予算が前年度より34,000千円総額で減っている。その中で、中小企業金融対 第143,940千円であるが、現在の市内の中小企業の動向をどのように把握をしている のか。
- 答弁 金融対策預託金が120,000千円、全体の融資額が150,000千円。融資額としては3億円がある。半分ぐらいしか借りられていないという状況である。企業活動の設備投資等になかなか資金が投入できないというような状況になっている。
- 質疑 空き店舗対策、これは前年と同じ1,000千円、県から500千円の補助があるが、商店 街に農商工連携のアンテナショップ、もしくは今度のピオの中に建てることを提案す るが、どうか。
- 答弁 実は同じことを今探っている。開店の時期とか条件とか、業種によって難しい面も あるようで、できるだけピオの特に地下に埋めていただきたいと思っている。
- 質疑 農業振興地域整備促進事業が3年計画で上がっているが、両方の関連があるのか。
- 答弁 来年度から3年計画で農業振興地域の鹿島全体の見直しをしたいと思っている。平成2年に見直しをしてから約23年ほど経過しており実態に即していないので、宅地化が進んでいる地域とか耕作放棄地がふえている地域があるので、状況把握のため来年度図面等の作成を行いたい。
- 質疑 インプリンティング牛の放牧研究委託料、牛は2頭ほどもう購入をしているのでは ないのか。
- 答弁 現在2頭の購入をしている。再度また別の放牧で継続できたら2頭を購入する予定である。
- 質疑 三原市に鳥獣害対策マイスター制度があるが、猟友会でも年々銃を撃つ人が減って しまっているということで、マイスターの講習会で勉強をしていただき、集落に帰れ ばそれを集落の中で広めていくというような形をとっていくようにしたほうがいいと

- 思うが、そういう考えはないのか。
- 答弁 イノシシ被害はその地域で守っていくというのが重要だと思う。こういう形ができるようなことを考えてみたい。
- 質疑 日本酒で乾杯するための乾杯用のお酒をつくる考えはあるのか。
- 答弁 乾杯用のお酒であれば、酒蔵ツーリズムの6蔵に御相談をしなければならないと思う。伝えさせていただきたい。
- 質疑 鹿島市の建設工事の一般競争入札と業務委託の入札の実施要領の違いはあるのか。
- 答弁 物品購入に関しては、別にそれぞれ要領が、委託業務は建設工事と密接に関連して いる部分もあるので、建設事業の実施要領に準じて実施をする。
- 質疑 道路期成会が445号、207号、498号、有明海沿岸道路等あるが、年何回ぐらい開催 されているのか。
- 答弁 有明海沿岸道路は3期成会あって、幹事会を年2回、総会を1回、国土交通省、佐賀県、長崎県に要望活動をしている。国道498号線も幹事会を年2回、総会を1回行っている。
- 質疑 ダム周辺整備事業の遊具の金額が大きいが、具体的に説明を。
- 答弁 レクリエーションの集客力の向上を図るために、大小の複合遊具、乳幼児――歩く 1歳ぐらいから3歳ぐらいまでの乳幼児遊具の設置を考えている。親御さんとか、じ いちゃん、ばあちゃんも飽きないように健康遊具の設置を考えている。
- 質疑 鹿島大橋は危険度で最優先ということだったと思うが、改修するのか。
- 答弁 来年度、鹿島大橋の橋梁の改修工事を行う予定である。現在、設計委託、最終段階 に入っている。非常に専門的な工事になると思っている。佐賀県を通じ、国土交通省 のほうに委託できないのか、お願いをしている。
- 質疑 カーブミラーの設置はどういう手順で設置されるのか。
- 答弁 主に区長さんを通じて要望を出していただく。それを市が調査してから設置をする。
- 質疑 街路事業費で都市計画道路井手西葉線の事業内容は。また、地元負担割合は。
- 答弁 都市計画道路井手西葉線は、場所は駅前のリンガーハットから水上の交差点まで大体400メートルぐらいある。今回は事業着手に当たり、事業評価、費用対効果等を策定するための調査事業である。都市計画事業の場合は、地元負担金、鹿島市が負担する割合が15%だったと思っている。
- 質疑ピオの事業のエレベーターの事業の状況は。
- 答弁 エレベーターの発注は完了している。工期は2月24日から6月30日までである。
- 質疑 30,000千円の金額はピオの組合から歳入にのっているが、具体的な説明を。
- 答弁 ピオからの負担金35,000千円、内訳は、外壁改修工事を1階から4階まで26年度工事で行うので、その1階から2階に係る分のピオの負担金である。

- 質疑 一般会計保健衛生費の中で水質検査事業があるが、事業内容として、公共河川、生活排水路、産廃施設等の水質検査がある。年何回調査するのか。
- 答弁 1年間に、中川、浜川、石木津川、鹿島市内にある河川を月ごとに調査する。あと、 産業廃棄物を処理している施設、雑排水を流されている施設等の水質の調査を行って いる。1年間通じて毎月やっている。ここ数年続けて調査をしているが、異常が発見 されたところは一カ所もない。
- 次に、議案第2号、公共下水道事業についての質疑を申し上げます。
- 質疑 公共下水道の見直しが計画されているが、し尿くみ取り料金、浄化槽の検査料金は 変わらないのか。
- 答弁 下水道の区域が変わったからといって、し尿くみ取り料金や浄化槽の手数料が変わることはない。
- 質疑 浄化センターの処理水は。有明海にどれくらい放流しているのか。
- 答弁 下水道の処理水の放流量は1日平均2,000トン程度流している。
- 質疑 放流水の水質は。
- 答弁 放流水の水質は、水質汚濁法で規定があり、BOD、COD、SSを守りながら流しており、今までその数値の上限を出たことはない。
- 質疑 今回の見直しの中で、市町村設置型も視野に入れて検討をされたのか。
- 答弁 市町村設置型も一応は考えながら検討したが、市にとっても、市民にとっても、今 提案している案が一番いいだろうということで決定をし、皆様へ説明をしているところである。
- 質疑 今回の見直しの中で、下水道の処理場の建設はどうなるのか。
- 答弁 現在、2系列の汚水処理棟ができている。2系列6,200トンで十分間に合う状況である。
- 次に、議案第3号、谷田工場団地造成・分譲事業特別会計予算についての質疑を申し上げます。
  - 質疑 旭九州の雇用は当初200名と言われ、現在120名だが、120名のうち地元雇用は何名 いるのか。
  - 答弁 地元雇用は2分の1程度。地元雇用で1年間雇えば、雇用奨励金として1人当たり 500千円奨励金を差し上げるという制度も設け、地元雇用を推進してきた。
  - 次に、議案第4号、国民健康保険特別会計についての質疑を申し上げます。
  - 質疑 差額措置、ジェネリック医薬品への取り組みは。
  - 答弁 国保運営協議会に諮って一応了解をもらっている。鹿島の医師会に行って了解をいただく段階である。
  - 質疑 はり・きゅう施術助成。1施術当たり8,700千円助成と、これは1人何回まででき

るのか。

- 答弁 国保は回数制限はない。1日1回までである。
- 質疑 国保税を払いやすいようにするために引き下げができないのか。
- 答弁 医療保険制度国民皆保険は、全部で公平にやるとすれば、国保、共済、社会保険、 一方がすべきであるというのが基本的な基準である。県内一本化にするとか、そのと きは足並みをそろえる。足らないものは国というのが流れではないだろうかと思って いる
- 次に、議案第7号、水道事業会計予算についての質疑を申し上げます。
- 質疑 大木庭の配水予定地、鹿島実高のグラウンドになっているが、今後この問題はどう なっていくのか。
- 答弁 鹿島実高の野球グラウンドとして5年契約で契約をし、使用している。残地は大木 庭地区で維持管理等をして草払い等をしてもらっている。今後の具体的な計画はまだ ない。
- 質疑 久保山配水池の改修事業で工事費を今後されるが、そのときの給水はどうなるのか。 答弁 久保山配水池は2層に分かれていて、片方ずつ取り崩し、給水に支障のないように する。
- 質疑 会計制度改正によって大幅に増減があるが、当期純利益は、26年度は17,400千円程度、新久保山の配水新築工事によって市債等の借り入れ、26年度以降の当期純利益の見込み等は、使用料は現在のまま据え置いて、起債の借り入れ等のピークの見通しはどうなるのか。
- 答弁 中長期計画を作成しており、平成33年度までの計画をつくっており、26年度は17,447 千円純利益が出る見込みである。以降は、給水収益は対前年比の1%減という見込みである。支出は、新会計制度等の適用をして減価償却は大幅に増減はない。企業利息は、毎年5,000千円から6,000千円程度の利息が減っていく。今後22,000千円から26,000千円ほどの純利益が出る見込みである。
- 質疑 水道庁舎が新世紀センターに入ることになっているが、新世紀センター建設に伴う 水道事業の負担金の検討は。
- 答弁 新世紀センターの入居料等は今後具体的な検討をしていく。
- 質疑 簡易水道や他の水道との違いは。
- 答弁 簡易水道と小規模水道がある。その中で、簡易水道が19カ所ある。平均水道料金が 月878円、小規模水道は月平均200円ぐらいである。
- 質疑 大口融資の運用は。
- 答弁 大口融資の資金運用は、大体8カ月ほどの期間で市内金融機関に3億円を見ている。 平成25年度約500千円利息があった。

- 質疑 水道料金の問題として、2,000千円の検針の問題があったが、市民の利用者の方から水道料金に関する問い合わせがあったのか。
- 答弁 市民の方からの電話とか苦情等連絡はあっていない。
- 質疑 庁内でどのような再発防止策をしたのか。
- 答弁 検針業務はシルバー人材センターに委託をしている。再発防止しないよう、再度研 修会等を実施する。
- 質疑 鹿島の業者で経営事項審査を受けていない業者が指名に入っているのか。
- 答弁 経営事項審査を受けていない業者さんがいる。鹿島市の入札の指名は7,000千円で線引きをしている。予定価格が7,000千円以上だったら、市内の6業者に指名している。
- 質疑 水道検針の夜間業務委託もシルバー人材センターで実施しているのか。
- 答弁 宿日直業務とし、シルバー人材センターから1人、平日の夜間、土曜日、日曜日は 昼間の時間と夜間の時間2交代で実施委託している。
- 質疑 漏水調査委託はどういう形でしているのか。
- 答弁 漏水調査の計画は、平成24年度から28年度の5カ年計画で計画をしている。全体の 配水管延長約110キロ、26年度は鹿島地区、能古見地区、27年度は鹿島地区、能古見 地区、28年度は古枝、浜、七浦地区の計画を予定している。
- 以上、本委員会に付託されました議案第1号から議案第7号までの7議案は、質疑終了後、 討論、採決の結果、賛成多数で原案のとおり認定することに決せられました。

以上をもちまして、新年度予算審査特別委員長の報告を終わります。

#### ○議長(松尾勝利君)

26年度の予算の審議中ですが、ここで10分程度休憩いたします。11時20分から再開いたします。

# 午前11時11分 休憩午前11時20分 再開

#### 〇議長(松尾勝利君)

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

ここで、橋爪委員長から報告の訂正の申し出があっております。これを許します。橋爪委員長。

#### 〇新年度予算審査特別委員長(橋爪 敏君)

先ほどの報告に対しまして、一部訂正を申し上げます。

一番最後のほうでございますが、本会議に付託されました議案第1号から議案第7号までの7議案は質疑終了後、討論、採決の結果、議案第1号は賛成多数、第2号から第7号までは賛成全員で原案のとおり認定することに決せられました。

以上をもちまして、新年度予算審査特別委員長の報告を終わります。

#### 〇議長(松尾勝利君)

それでは、議案第1号から議案第7号までの7議案の委員長報告に対し、一括して質疑に 入ります。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

#### 〇議長(松尾勝利君)

質疑を終わります。

一括して討論に入ります。討論ありませんか。1番中村一尭議員。

#### 〇1番(中村一尭君)

1番議員の中村一尭です。議案第1号 平成26年度鹿島市一般会計予算について、私は反対の立場で議論をさせていただきます。

この一般会計予算については鹿島市の多くの事業が含まれております。大変、私がこれを してほしいなという事業もたくさんあります。この予算を執行しなければ、通らなければ鹿 島市が運営できなくなることは十分承知をいたしておりますことではありますが、今回、こ の事業の中にシビックセンター再整備、いわゆるピオ事業が含まれております。

このピオ事業につきましては、今議会、前の議会、たくさん議論をされてきました。入札 の問題とかアスベストの問題、手続の問題、いろんな問題が取り上げられてきました。この 計画を簡単に説明しますと、このピオ事業には市民の皆さんの多額の税金、約10億円の建設 工事費や、もちろん国からの補助もありますけれども、一番最初は国が負担してくれてもそ の後市が負担しなければいけないことが出てくる。しかも、建てられて30年以上経過する建 物、その耐震化や改修工事を行っても、もしかしたら毎年毎年、設備費、改修工事、出てく る可能性も考えられます。しかも、このピオ事業を運営するに当たって維持管理費だけでも 最低2,740千円という数字が、毎月毎月約3,000千円近い費用がかかってきます。毎月皆さん の財布の中からピオへお金を振り込む、そういうわけなんです。なぜ一商業施設に皆さんの 税金が使われるのか、私はやっぱりそこは納得いきません。現在の福祉会館の維持費は毎月 約800千円です。ピオへ入居するのに毎月その3倍以上の維持費がかかる場所へなぜ引っ越 すのか、そこまでしてこの計画を進める必要性がわかりません。そこの場所を利用する赤ち **ゃんとかお年寄りはビルの3階、4階へ喜んで行くでしょうか。先日、嬉野の友朋会では火** 事もあって死者の方も出られています。あれも3階、4階にあるような施設で亡くなられて います。私は、もっと鹿島の子供たちには風や緑、大地を感じられる、そういうふうな場所 で育てたいし、おじいちゃんやおばあちゃんにはもっとゆっくりできて何か災害があったと きなどはすぐ避難できる、そういう安全な建物にいてほしいです。しかしながら、今、鹿島 市は国からの補助があるとか県との関係があると言って、そういった市民の声を置き去りに してこの事業が進められようとしています。

そういった計画の中で、私の一般質問やほかの方、議論もされてきましたけれども、登録されていない企業が入札にかたっていた問題、私は問題と考えている積算内訳書の不備、アスベスト問題、いろんなこの問題点が出てきている中で鹿島では初めて住民訴訟まで踏まえた住民監査請求も提出をされてきている。多くの人が署名もされてきている。このピオ関連の予算を除いてくれれば、私は大いにこの新年度予算には賛成をしたいんですけれども、こういった住民訴訟の動きまで出てくる中で、もう少し慎重に議論してほしい、話し合いをするべきだ、立ちどまって考えるべきだと私は考えていますので、議案第1号 平成26年度鹿島市一般会計予算については反対をいたします。

#### 〇議長(松尾勝利君)

ほかに討論ありませんか。4番竹下勇議員。

## 〇4番(竹下 勇君)

4番議員、竹下勇でございます。私は、議案第1号 平成26年度鹿島市一般会計予算について、賛成の立場で討論をいたします。

平成26年度予算につきましては、特別委員会において、3月11日の現地調査を皮切りに6日間にわたり市長を初めとする執行部に対し各委員、質問を行い、それぞれ答弁がございました。

一般会計では、骨格予算でありながら13,589,000千円という前年比7.4%、金額にして941,000千円の増加となっているものの、25年度からの継続事業、東部中学校の改築を含む小・中学校の耐震補強事業に1,223,650千円かかり、また、ニューディール構想などの国県補助利用事業は、行政の継続から考えると当初予算に組み込まざるを得ないものとなっています。この事業につきましても、一つ一つ議会で可決されたものでございます。

歳入面も国県補助や市債、公共施設建設基金の投入など、市の単独費の軽減や単年度に負担がかからぬように配慮も見られました。このような点を総合的に考えまして、私は新年度予算に賛成の立場の討論をいたします。

## 〇議長(松尾勝利君)

ほかに討論ありませんか。12番中西裕司議員。

#### 〇12番(中西裕司君)

12番議員の中西でございます。私は今回、平成26年度の鹿島市一般会計予算については反対をいたします。反対の討論をいたします。

市民の皆さんにわかりにくいことでございますが、私は、本来ならば修正予算の修正案の 動議を提出して議員の皆さんに問うところでございますが、そういう能力が私にはありませ んでした。したがいまして、今回の予算について私は反対をいたしますが、次のことが市民 の皆さんに御理解をいただきたいと思います。

市民生活に必要な福祉、介護、教育等については、これは市民の生活をする上では必要な

ものであります。それに私は反対するものではありません。当然、職員の皆様の給料もそうであります。いわゆる通常経費と言われるものについては、私は当然これは誰が市長になろうとも高い、安いはあるにしてもその制度、あるいは条例化をされたものについては、これは当然予算化するべきものでありまして政策的な予算とは違います。そういう意味で私は、それを承知の上で反対をするものであります。したがいまして、市民の皆さんの御理解をいただきたいというふうに思います。

それで、4月に今回選挙を迎えております。骨格予算といえども先ほど竹下議員はいみじくも賛成討論の中で言われました、昨年度からの予算が今回継続費としてのってきているということでございます。それについてはピオ関連の予算も、いわゆるニューディール政策の発端となります、その予算も当然今回のっておるわけでありますので、私はその点について反対をするものであります。

ピオの問題に関しては、もう市民の皆さんも、議員の皆さんも御存じだと思いますが、まず不適切な手続があったということは、これは副市長は認めておられるわけであります。そして、先日の私の一般質問の中には、副市長は不動産鑑定士の登録許可、意味不明であります。制度自体を副市長は理解されていないというのを私は痛感したところであります。したがいまして、ピオを取得するかどうかという不動産鑑定士の入札、契約について私はいまだに納得がいかないところがあります。信用ができません。と申しますのは、まず指名参加願いのチェックが不十分であります。希望をしている業種とそれに基づく、法律に基づく登録があるのか許可があるのかチェックを十分にしておりません。そして、指名参加願の委任状の内容も十分ではありません。提出されたものは十分なのでございますが、解釈をする市の発注側について疑問があります。

もう1つは、指名のあり方であります。指名をするときには仕様書を提示するようになっておりますが、その仕様書が余りにも簡単過ぎて入札業者がそれぞれ判断しにくい状況にあったと思います。

その結果、入札の結果、低い人と標準的な人がおられました。これは後ほどの監査委員の 公告の中にもそのような事実で認識の違いがあったということが明らかになっております。 指名のあり方について疑問があります。

もう1つは、入札の問題であります。先ほど中村議員も言われましたが、積算内訳書の問題であります。当然、委託業務についても積算内訳書はつけることになっております。今回は要らないという表示もしておりません。要らないなら要らないという文書を出すべきであります。文書は出ておりません。そうなると、当然通常の手続に基づいて入札は行われなければなりません。建設工事については全ての積算内訳書が出ております。物品購入については出ておりません。そして、今回の委託業務については中途半端であります。入札積算内訳書が必要かどうかもはっきりしていない。必要でないという意思表示もしていない。その意

思表示の仕方が文書でなければならないと私は思うわけであります。それがない以上、当然、 入札積算内訳書は提出をすべきであります。それが出ていない入札行為そのものは無効であ ります。

もう1つ、契約であります。登録がない業者との、正確に言えば業者の佐賀支店でありますが、登録がありません。登録がないところと契約をした。これは違法であります。当然契約についての効力はないと私は考えます。いわゆる不動産鑑定士の登録は、本社は持っておられます。でも、佐賀支店にはありません。副市長は委任状があるからということも言われておりますが、委任状の中身が私は違うと思っております。この不動産鑑定会社は11月にも委任状の変更をされております。その比較をすれば、当然委任状の中身が明らかになってくると私は思っております。

そして、そういう状況の中で随意契約をなさっております。トータルとして1,080千円になりました。都市計画課の委託料から1,000千円を流用して1,080千円の支出になっております。これも私は納得できません。そして、契約工期は11月まであったはずなのに完成をされたということで、即7月の時点では支払いが済んでおります。それならそれと、契約工期を短目にして変更工期をやり直して、そして支払いの期日に当てるべきであります。11月まで工期を延ばした理由が、お金を払ったことによって全て完成したという判断をされておるようでありますが、それならばそれで工期を変更してやり直すべきであります。それが十分ではありません。役所に言わせると不適切な手続になります。私は、そのように今回のピオを購入する一番最初の仕事について無効や違法、あるいは不適切と思われる行為がある以上、この不動産鑑定士の出した結果については私は信用できないと、そのように思うわけであります。

特別委員会の中で、市長の答弁も私の質問に対してあっておりますが、私たちは審査をして、そして業者を選定した、それが信用できないというのであれば市長は調査をするというふうにおっしゃいました。7月には調査をされておるようでありますが、その調査結果を私は情報公開条例でとっています。確かに業者からの報告という形であります。指名停止期間があるということも当然そこには書いてあるわけですけれども、その書類がファクスでやりとりをされておるようでありまして庁内での決裁が何らありません。誰が起案をして、そして誰が決裁をして出したかということもありませんし、先方から返ってきた書類についても誰が最終的な決裁をしたということもありません。そういうものを私は情報公開条例で書類としていただいております。私はこのことも不十分だと思います。役所の中で誰が起案をして誰が最終的に決裁するかということの意味が私にはわかりません。そのようなことを日常的にやっている行政とは私は信じがたい、信じられない、そのように思います。

私は別に情報公開条例でとったものには、ちゃんと起案者があって印鑑がそれぞれ押して あって、そして決裁をした方の印鑑もあるというのを僕は多くの書類でそれを見てきました が、今回はそれがないようであります。まずもって、私が特別委員会で言ったことに対して、 業者に対して調査をするとか、その特別委員会であったことをお話ししますとかというこの 市政運営のあり方に私は愕然としております。議会の審議が大事なのか、業者の方の御都合 が大事なのか、私にはとても今回の仕事の流れについては不満があります。

そういう中で、住民監査請求が出ているわけであります。このことについては私自身もしっかりしたものを持ち合わせていませんが、私が今申したことは、いわゆる私自身の調査に基づいてやったことでありますので、直接には住民監査請求の内容には触れませんが、600名に及ぶ市民の皆さんからは住民監査請求できた、これは鹿島市の今の市政の中で、これだけ多くの市民の方が連帯して署名捺印をして出されたというのは、私の議員生活の中では初めてのことだろうというふうに思っております。

したがって、不適切な手続による今回の一連の仕事は賛成できないわけであります。無効や違法ともとられる手続が発生した事件であります。したがって、今回の事件はいいか悪いかの問題であります。確かに議会で可決をされました。それは私も受けねばならないと、そのように思いますが、いまだにその疑問とするところがありません。

また、今回ニューディールの各種の事業が入っております。新世紀センター、あるいはピオの直接な工事が予算化されているところでありますが、私は新世紀センターについても一般質問の中で疑問を呈しました。土木と農林の両方が県内の出先機関の再編経過に基づいて市長は努力をされたはずであります。それが県の出先機関は農林だけということになるようであります。当然武雄にある農林も鹿島に来て、鹿島の土木が武雄のほうに行くということになります。市長は、武雄から出先機関が鹿島に来るということは珍しいですよというお話をしました。私はそのことを聞いて愕然としたわけであります。自分の市民に対する約束は土木と農林両方の機能を持つものを鹿島に残し、そのためにピオの3、4階のあいているところが県の出先機関としては買えないと。だから、鹿島市で新世紀センターをつくって、今回3、4階に鹿島の農林事務所をするというお話でございます。経過の説明はそのようなことであったと思いますが、そこに市長としての議会に対する十分な説明がなかったと思います。県の計画は確かに私たちにも情報としては入っておりますけれども、市長みずからの今回のいきさつについての経過説明は不十分であったと私は考えております。

したがって、今、新世紀センターをめぐって場所の問題を含めて議論をされておりますが、 私はこのことについても疑問を持っております。反対ではありませんよ、新世紀センターを つくるというね、防災・減災のためのまちづくりにそういうものが必要だというのは時期的 な問題を含めて必要だと思いますが、そこに、3、4階に県の出先機関を置く、これもまち の振興には、まちづくりに必要だということを私は理解していますが、中心市街地の活性化 にそれが結びつくとは思っておりません。

中心市街地の問題についても、今回の予算審議の中でピオの再建と中心市街地の活性化は

連携をしてやっていくというお話がありました。予算を聞いてみると中心市街地の、あるいは中心商店街に関する予算は通常どおりであります。幾ら政策的なものを外すといっても、これでは市長が今回出された予算の執行については、ピオだけがありきで、それに連携をしていく中心市街地ないしは商店街の予算がないということはどういうことでしょうか。従来どおりの発想と一緒であります。何らかの形で中心市街地の予算を並行してつけていく、そこの中でピオと中心商店街なり中心市街地が連携をしていく、その姿勢が出ていないわけであります。後の答弁ではそのようなことも必要であろうと言われましたが、現実に今回の当初予算には入っておりません。

また、国の予算を受けるということで国土交通省のほうに提出をされておりますが、その申請書なるものには平成11年の中心市街地の計画が添付されておるわけであります。これは通産省のほうの関係でつくられた書類だと私は思っておりますが、平成11年度です。皆さんわかりますか、2核1モールの鹿島市のあり方です。今回、申請書類の中にはそれが添付されております。今回、中心市街地の計画に、都市計画の課長からありましたように、いまだにそれが我々議会には示されていない、説明されておりません。したがって、今の予算はまずピオありき、今回3、4階の活用の内容についても説明がありましたが、後づけであります。全てが後づけであります。そういう意味で、ピオに関する問題、中心市街地の活性化という問題について、今回予算が十分ではないというふうに思っております。

また、先ほど委員長の報告にもありましたが、学校の校庭の芝生化の問題や、あるいはサブグラウンドの芝生化の問題、私は従来、提案型の議会活動を、議員活動をしてまいりましたが、それらについての何もない。交流人口というけれども、今まさに定住をしている生活者のための政策を抜きにしてスポーツ合宿でメンバーをふやしていく、メンバーを1つ減らして1,000千円を今市民が使っている、公的施設を使っている使用料の減免に当てれば市民はもっと喜ぶはずであります。私はそのように今回の委員会でも質問をしております。委員長の報告にはありませんでしたが、そのようなことも私は申しております。いわゆるここに生まれて育って、そして結婚をして、そして改めてこの鹿島のふるさとに残ろうという、現在今残って生活をしている人たちに私は十分な手当てをすべきだと思います。1,000千円でいいんですよ。それがなされていないと、そのように思うわけであります。したがって、私はこういう配慮が足りないというふうに思っております。具体的にはそのようなことが足りないというふうに思っております。具体的にはそのようなことが足りないというふうに思っております。

東部中学校のことも委員長から説明がありました。小中一貫教育に対するものでございますが、これは、市長は中高一貫教育という約束をされておりましたが、私は中高一貫教育という立場で物事を言っております。大規模な学校建築の中で、いわゆる学校のあり方を何ら問うことなく、従来の手法で単なる建築の張りかえをする、それは余りにも今の時代には合わないと私は思っておるわけであります。当然、老朽化したものはかえなきゃいけません。

そういう時期的な予算の消化もあったかもしれませんが、それまでにそういう議論をして、 そして今のままでいこうという結論であれば私は納得するものであります。そのようなこと でありませんでしたので、非常に残念に思っています。

最後になりますが、地方自治は二元制です。国は議員内閣制でありますので、それとは地方自治は違います。市長は市民から選ばれます。議員も市民から選ばれます。今、地方自治が問われているのは、地方自治のあり方が議事内閣制と言われるように議会において与党であるとか野党であるとかいう議論は私はないと思っておるわけであります。それは、議員はそれぞれ党派に所属をしたりして党派活動も当然行ってまいりますが、鹿島の市議会議員としては党派はないと、党派を超えて市民の負託に応えていくべきだと私は思っておるわけであります。

市長も今回の中で一言、私が勘違いかもしれませんが、議員に対する考え方がちょっとあったのかなということがあります。私は市民から直接選ばれた者として本当に市民の皆さんの意見を集約してできる能力は私にはありませんが、それはそれとして精いっぱい頑張っているつもりであります。どうか今議会が二元制である、直接市民からそれぞれ選ばれているというものを肝に銘じて私は今後の議会活動も議員活動もしてまいりたいと思います。もう少しで終わりますよ。

そういう意味で、今回、一般質問の中でも通告をしていないのを平気でやる変な議会になっております。そういう意味では十分な予算審議も僕はできなかったと思っております。これは議員みずからの責任だと思っております。

以上で反対討論を終わります。

#### 〇議長(松尾勝利君)

ほかに討論ありませんか。5番角田一美議員。

#### 〇5番(角田一美君)

5番議員の角田一美です。私は、本定例会に提出されました議案第1号から議案第7号についての賛成の立場で討論をいたします。

まず、議案第1号の平成26年度一般会計当初予算案につきましては、今年4月が市長選挙を控えていることから義務的な経費を中心として骨格予算として新規の政策的事業については計上されておりません。しかしながら、平成25年度の議会において推進すべき予算として、事業として既に賛成多数で可決された事業について年度当初から積極的に対応する、対応を要する継続的な関連予算を含めて編成されております。そういったことから賛成をいたしております。

我が国の経済は長引くデフレの影響、TPP問題、消費税増税等の影響などから依然として景気の先行きに不透明感が続いております。また、東日本大震災の復興財源確保についての国の動きは地方財政へ影響を及ぼしており、地方自治体を取り巻く状況は引き続き厳しい

状況にあります。今後、地方税収入は増加するものの社会保障関係経費の増加や公共施設の 老朽化対策等により、自治体の借金であります公債費が高い水準で推移することが見込まれ、依然として大幅な財源不足が生ずる見込みであります。そのような中、平成26年度の予算編成に当たっては、第5次鹿島市総合計画の理念に沿った市政運営を基本とし、行財政改革大綱実施計画と中期財政計画、これに国が示しております地方財政計画の指針を踏まえて予算編成が行われております。予算総額は13,589,000千円となっております。経常的な経費を極力抑えながら市の重要な政策的事業であります定住促進や子育て支援、交流人口拡大などの実現に向け、地域における中核都市としての復活を目指す鹿島ニューディール構想実現型の予算となっております。投資的建設事業につきましては、市内小・中学校の耐震化事業や東部中学校改築事業、地方都市リノベーション事業など、大型の継続補助事業が集中しているために総額2,431,071千円で前年度比48.9%の増、金額にしまして798,798千円の増で計画されております。このうち単独事業については、総額577,903千円で42%の減、金額にいたしまして418,571千円の減となっております。これらの事業は災害時の避難場所や防災備蓄倉庫等としても活用され、また、人口減少や少子・高齢化が加速的に進む中、鹿島市の都市機能を維持していくためには早急な取り組みが必要な事業であります。

また、産業の振興を図るために基幹水利施設ストックマネジメント事業を初め、経営体育成基盤整備事業など県営事業についても県と連携をし、補助事業や市単独事業と有効な組み合わせをしながら産業基盤の強化、都市基盤の整備、市民生活の利便向上など都市機能の充実を図っていくこととされております。産業振興の拠点としてオレンジ海道に建設されました産業活性化施設「海道(みち)しるべ」がいよいよ4月から開所され、これを活用した6次産業化農商工連携による地域産業の活性化への取り組みが大きく期待されているところであります。これらの事業を推進するには非常に大変なところもありますけれども、少しでも多くの事業が具現化され、鹿島市が元気なまちに復帰することを期待するものであります。

なお、予算編成に当たっては、財源不足を補うために財政調整基金から430,000千円、公共施設建設基金から370,000千円を繰り入れられております。今後も市民会館の改築事業や防災拠点となる新世紀センター(仮称)の建設等が検討されており、大幅な財源不足により地方債の借り入れ増加が見込まれ公債費比率が上昇し、経常収支比率等が今後悪くなることが想定されます。健全な財政運営を保つためには、今後、税収や地方交付税の動向を注視しながら行政改革、歳出削減に加え、税収などの自主財源の確保に努め、さらなる効率的な事業運営による地域振興、鹿島市政の浮揚を願うものであります。

以上により、議案第1号の平成26年度鹿島市一般会計予算については賛成いたします。

次に、議案第4号 平成26年度鹿島市国民健康保険特別会計予算、議案第5号の平成26年 度鹿島市後期高齢者医療特別会計予算のいずれも安定的かつ健全な国民皆保険制度を維持、 向上させていくためには必要な予算であります。

なお、高い保険料は被保険者にとって重い負担となっておりますのは事実であり、執行部におかれましては、そのことを常に念頭に置かれましてジェネリック医薬品の使用促進やレセプト点検の充実など、医療費適正化の推進にあわせ健康診断受診率の向上や治療が必要な方の訪問、受診指導などの保健事業を強化され、効率的、安定的な運営に当たられるよう願うものであります。

最後になりますが、これまで樋口市政4年間の実績をもとに平成26年度は次世代のために 大きく飛躍していく年であると思います。大いに期待を寄せているところであります。執行 部におかれましては、財政の健全化を初め、多くの議題が残されていると思いますけれども、 市民の力を原動力としてこれまで以上に市民の声を聞き、市民が求める真のまちづくりに奮 闘していただくことを要望いたしまして、賛成の討論といたします。

#### 〇議長(松尾勝利君)

ほかに討論される方はいらっしゃいますか。13番松尾征子議員。

#### 〇13番(松尾征子君)

13番松尾です。ただいま提案されております問題について、私は第1号から第7号まで反対の立場で総合的な討論をしたいと思いますが、きょうの委員長報告の中で2号から7号までは全員賛成だという報告がありました。申しわけありませんが、私は最終決定がされるときに欠席をしておりましたので、その態度はそういう形になっているということだけは御報告をしておきたいと思います。

以下、反対の理由を申し上げていきたいと思いますが、もちろん今回の予算の中には子供 の問題を初め、評価するものもあるということは事実です。そのことは申し上げておきたい と思います。

市長は26年度会計予算案を提案する中で、我が国の経済は景気回復の兆しが見えてきているとされていますが、長引くデフレの影響、TPP問題、4月からの消費税の増税の影響など、依然として景気の先行き不透明が続いております。これまでにも国庫補助負担金や地方交付税の削減が行われ、加えて東日本大震災の復興予算財源確保についての国の動きは地方財政へ影響を及ぼしており、地域格差の拡大など、我々地方自治体を取り巻く状況は引き続いて厳しい状況にあります。社会保障関係の自然増、公債費が高い水準で推移することなどにより依然として大幅な財源不足が生じる見込みとされています。このように述べられております。

安倍政権誕生からアベノミクスともてはやされ、いかにも経済効果が生まれたように言われてきました。しかし、その効果を実感している人はほんの一部にすぎないと言われています。特に地方に至ってはアベノミクスなんてどこ吹く風だという感じです。当然でしょう。もともとアベノミクスは大企業のもうけをふやすというもので、個人の所得や中小企業の売

り上げをふやすというものではなかったわけです。そのような状況の中で、間もなく4月からは消費税が8%に引き上げられます。その増税は、国民に年間に8兆円もの負担を負わせるものだと言われています。

一方、大企業に向けた復興法人税の前倒しなど新たな減税計画が並んでいるようです。ところが国は、国民に対しては消費税増税で全額社会保障に回すなどと言ってきました。しかし、事実は全く違います。生活保護や年金の減額、70歳から74歳の医療費の1割から2割負担など、高齢者に大きな痛みを押しつけることになります。そして、いろんな福祉制度の後退は、ただ単にその制度の後退にとどまりません。例えば、生活保護基準の引き下げが就学援助金の基準額の引き下げにつながるなど、あらゆるところに悪い影響が生まれてきます。国の制度の後退が既にこれから先の市民の暮らしはもちろんですが、市の財政にも大きな悪い影響が出るのは目に見えています。それでなくても、これまでの鹿島市民の暮らしは大きく落ち込んでいます。少々実態を話したいと思います。

市民は誰でも少しでも暮らしをよくしたいと、仕事や生活のあり方など日々努力をしています。特に少ない年金で暮らす高齢者が努力をされているのを御存じでしょうか。いかに日々の食事を減らすのか、食費を減らすのか、暖房費の節約をするのか、少々体調が悪くても病院へ行くのを我慢するかなどです。

また、私はこれまで繰り返し安い家賃の公営住宅をと意見を言い続けておりますが、なかなか進みません。高齢者のひとり暮らしや若い人でも職をなくした人、収入が大きく減った人は今までの家賃の高い住宅に住み続けることができない状況です。しかし、安い家賃の家に変わりたいと思っても移り住む安い家賃の住宅がなかなかありません。特に今日、借家が古くなり立ち退きを要求されるのがふえています。わずかな立ち退き料では足りません。家を借りるためには保証人も必要となっています。低家賃の民間の借家に住んでいた人の多くが低所得者、また、市内に身寄りのない人が意外に多い状況です。現に今、私が相談を受けている一人には、移り住む家がないために長く古い家に居座ったために、やっと友達の家に荷物を運ぶことができたときには、もう期限が過ぎているということで移転料すらもらえなかったという、そういう実態も今出てきています。

古枝の雇用促進住宅を鹿島市は購入しましたが、ここは一定の条件があり誰もが入られる 状況ではありません。介護を必要とする高齢者は日々ふえています。介護保険制度などがつ くられておりますが、介護が受けられない人がたくさんいます。なぜなら、まず利用料が払 えないんです。さらには施設が十分にないので、入所したくても行けません。以前から施設 をつくることも要求してきましたが、基準を理由にそれは受け入れられません。確かに国の 基準などあるでしょう。なぜならこれは必要とする高齢者のことが考えられていないからで す。今では国は基準を見直して、施設をふやすどころか介護は家庭ですることが当たり前の ように言っています。しかし、介護する人を1人抱えると家族の誰かが家に残り介護に当た らなければいけません。それでなくてもこの経済的に大変なとき、1人仕事に行けないとなればそれこそ経済的に落ち込みがひどくなります。介護を受ける高齢者は、肩身の狭い思いをして家にいるというのも珍しくない状況です。

私はつい最近まで病院に入院をしていましたが、あるおばあちゃんが、こうおっしゃいました。「もういっときすっぎ私は家に帰らんばいかん、帰されるとばい。一人でどがんして生活すっぎよかとやろか。どがんきゃならんやろか」、半分涙ながらに私に訴えてくださいました。このような人は市内にたくさんいらっしゃいます。

先ほども言いましたが、就学援助金の問題です。

鹿島では支給基準が引き下げられることが新聞報道されました。このことを取り上げたと き、これは生活保護基準が引き下げられるということで結果的に下がるんです。このように おっしゃいましたが、結果であろうが下がるのに変わりはありません。今回の引き下げが金 額的にどれだけの影響があるのか尋ねても、それすらつかめていない。国の基準だからしよ うがないというのでは済まされるものではありません。新聞報道によれば、県内では鹿島市 を含め9市町が基準を引き下げるということで、ほかの市町は決まっていない状況でした。 教育長にこのことについてのコメントを求めても、「法によって制定されているもの、コメ ントはしにくい。何とか国のほうで対策を考えていただければというふうに思っておりま す」と答えられました。私が引き下げによっての影響額を聞いたのは、その額によっては子 供たちのために全額でなくても半額にしろ市が援助するべきだと思ったから聞いたわけで、 それも調べられていないということは何とかしなくてはという考えは全くないということで す。教育長は、市内の小・中学生の子供たちをいろんな面で守っていくというのがあなたの 仕事だと私は思います。家庭の貧富の格差によって学力の格差も違うというのは、全国的に も言われていることです。目先の学力向上だけに目を向けるような教育長であってもらいた くありません。今回のような状況が生まれたなら、まず関係する子供たちがどうなるだろう かと考えてほしい、私は思います。ただ、最後に教育長は「市の財政というのもあります。 要求はしていきたい」というお答えをいただいております。子供たちのために、その場しの ぎの答弁にならないように望むものです。

生活道路の問題です。

鹿島市は周辺の大きな道路は非常に整備、きれいになっております。ところが一番大事な中心街の市道については全くと言っていいほど手がつけられていません。例えば、大手通りや東町を例にとってみましょう。依然として昔のまま、特にあの周辺は生活に必要なお店が全くありません。高齢者の方たちがシルバーカーを押してモリナガや周辺まで買い物へ行くとなりますと大変です。歩道がちゃんと整備されていないため、大きな車をよけながら、また、路面の整備が不十分なためにシルバーカーを押していくことが危ない状況です。生活道路の整備は何よりも急がなくてはいけないことですが、なかなか手がつきません。高齢化が

進む中で急がなくちゃいけないものです。そのほか、佐賀県一高い国保税の引き下げ、保育料金の引き下げや無料化、乳幼児医療費は26年4月から中学生まで通院も含め無料になりました。これは評価をしますが、一部負担金や窓口無料化などのやるべきことがたくさんあります。私は市民の生活にかかわる問題について、ほんの一握りのことを申し上げました。今回の予算を見て、わずかでも市民の皆さんのささやかな要求が実現されるというのは見受けられません。確かに市の財政が厳しいのはわかりますし、これから国の動きを見ても厳しくなることはわかります。しかし、鹿島市に金がないから市民の要求に手がつけられないとは言えません。市民の声を聞き入れないで、必要もないのに莫大な市民の血税を使い出しているではありませんか。

それは改めて言うまでもありませんが、24年6月に市が発表した鹿島ニューディール構想です。10年間で70億円かけて取り組むという大事業、確かにこの構想の中には市民会館など老朽化した公共施設で急がなくてはいけないものもあります。そのことは十分理解をします。ところが最初に来たのが、商業施設ピオに公共施設、特に福祉施設を入れるというものでした。30年もたったビル3、4階を150,000千円で購入し、入居のための工事費に約10億円、入居してから月々の公益金に3,000千円としています。国からの補助や有利な市債が使えるとは言われていますが、市債と言ってもこれは借金です。3、4階が最初言われた福祉施設を入れるには余り広過ぎたのでしょう。今になってから誰でもいつでも気軽に利用できるようにしますとか、夕方5時までということだったのが5時以降も使えるようにする、高校生が利用できる学習施設を世代間の交流ができるようにしますなどなど、その場しのぎの計画が進められているとしか言いようがありません。

そういう一方で、囲碁のまち鹿島と言いながら、囲碁をする人たちに入居の打診をしておきながら常時使える部屋は提供できないということ、25年度はほとんどこの問題に、つまりピオ問題が重要問題として議会で扱われてきました。この件では特別委員会までつくって協議をしてきております。ところが協議をすればするほど次々と問題が発覚しました。この件については、先ほど中西議員が詳しく申し上げられました。重複する面もあると思いますが、私なりに発言をします。

最も大きな問題は、3、4階を購入するための鑑定評価を委託しましたが、その落札した 鑑定会社は必要な登録がされていなかった、佐賀県内で鑑定業ができない資格のない業者が 落札したということです。また、さらにその業者は、入札ではほかの会社と比べ物にならな いほど安い価格で落札をし、その後、追加作業分について追加契約をしています。その合計 額は他の入札した会社の額より高いものになっています。市の予算は1,000千円でしたが、 それを超すものになりました。また、入札に必要な書類も提出されていなかったということ です。このことを議会で指摘され、陳謝はされましたけれども、鑑定はちゃんとやられてい るので採用しますということです。許されるものではありません。 この問題については、既に市民の皆さんから住民監査請求が出されておりますし、行く行くは裁判へとつながっていくでしょう。当然白紙に戻し、入札をやり直し事業を見直すべきです。さらに問題があるのは、昨年6月に606,820千円補正予算を組みました。ところが全く手がつけられないで、年度中と9月議会で全ての予算が26年度に繰り越される結果になりました。年度途中で補正を組んで、年度途中で何の手もつけず翌年度に繰り越すなんてことがあり得るのでしょうか、長い議員活動の中で私は初めてです。なぜそうなったんでしょうか。私は、1つは国から補助金をとるための手段として具体的な計画がないまま予算化だけ進めていったのではないかと感じます。もう1つは、入札問題やアスベスト問題、雨漏りなど次々に問題が発覚したため、予算執行ができなかったのではないかと思います。

さらに、一番にピオから取り組むことについて、県の総合庁舎が他地区に移転しないため、 ピオ周辺のにぎわいを取り戻さなくてはいけないと市長は当初から言い続けてきましたが、 来るのは農林関係だけで土木は来ないということがわかりました。市民の反対を押し切って まで事業を優先させた意味はなくなったのではないでしょうか。最初にピオを取り組むため に、市民にうそをついてまで総合庁舎を利用したと言われても仕方のないことではないでしょうか。

私は今回の予算審議の冒頭に申し上げました。ピオ関連の予算が入っていることについて、 法に触れることをして、それに対しては陳謝をしたにもかかわらず、やり直しはしないどころか、そのまま取り組みを進めていることについて、まともな議論ができるものではない。 このことを指摘し、さらに関連する予算全てを予算案から外さない限り、まともな議論はできない、こう申し上げましたが、もちろんそのまま外すことなく進められたわけです。私が言いたいのは、市民の声に耳をかさず、一部のために26年度だけでも約10億円もの予算を使おうとしている、これだけの予算を使う前に市民が直面している長い間の要求である生活のために使うべきだと思っています。そして、このピオ事業にかかる予算は今後どこまで膨れていくかは定かでありません。

さて、最後にしたいと思いますが、一貫して私が主張しておりますのは、予算は公平に使 うということです。その主なものが同和予算です。特に同和予算も団体補助の問題です。

市内には老人クラブなどいろんな市民団体があり、活動補助も出されています。しかし、 それは活動のほんの一部の手助けにしかなりません。それぞれの団体は、活動資金づくりに 苦労をされていらっしゃいます。ところが同和団体に対しては、活動資金丸抱えの状況です。 これまで繰り返す指摘の中で、同和団体補助金の改善については副市長が中心になって取り 組んでいただいていることについては評価をしたいと思います。特に今回は予算には直接ま だ反映していないけれども、旅費や日当については、全日本同和会と部落解放同盟と削減の 合意ができ、予算計上してから削減した額で執行するという回答をいただいております。 少々の進展はあったものと受けとめます。しかし、国においては、とっくにこの制度には終 止符が打たれています。皆さんは市民にとってマイナスになることとわかっていても、忠実に国の制度を受け入れるではありませんか。そして、それを市民に押しつける。なぜ同和事業についてはそれができないんでしょう。同和事業については、差別をなくすというのが一番の柱です。少々の改善がされたからといって受け入れることはできません。鹿島から同和事業がなくなるまで私は頑張ります。問題があったときは一般事業で十分に対応できます。

結論を申します。市民の大切な血税は無駄に使わないこと、一部の人の満足のためでなく、市民が合意できる予算の執行を行うこと、このことを考えると今回は私が一貫して主張してきた同和予算に加わり、もっと許すことができない市民プラザに関する予算です。私はこの予算審議については法に触れるものが出されて審議できない、態度表明できないと主張してきました。ここで私は反対討論に立ちました。なぜならピオ関連事業に市民の大切な血税を使わなければ就学援助金に対する補助、安い家賃の公営住宅の建設、介護施設の充実や保険料引き下げのための市独自の対応、市中心街の道路の整備、改善、佐賀県一高い国保税の引き下げ、保育料の引き下げや無料化、乳幼児医療費の窓口無料と一部負担の廃止など、これだけのことがやりようでは今年使おうとしている10億円もあればできるものがあるんです。このように、市民の皆さんの要求が実現できることを市長はもちろん執行部の皆さん、さらには市民の皆さんに御理解いただくためにここで私は発言をさせていただいております。

冒頭申し上げましたように、消費税の値上げ、年金引き下げ、一連の福祉制度後退を国が打ち出して進めているとき、国の制度だからと推し進められてはたまりません。このようなときだからこそ、市民合意に基づく市民の命と暮らしを守り抜く取り組み、つまり市民の血税を十分に市民のために使っていくことが大事だと私は思います。他の市町と比べることは要りません。中核都市になる必要もありません。この間続けられている市民の暮らしの見えない、市民の生活のにおいがしないような、こういう市政はもうここできっぱりとやめてください。

今、大切なのは、市民が鹿島市に住んで本当によかったと、高齢者が「早うお迎えの来る ぎよかいどん」でなく、「長生きしてきてよかった」、また、若いお母さんが「安心して子 供が育てられてよかった」と言ってもらえるような鹿島市政のスタートに26年がなることを 私は望みます。

私は、そういう市政をスタートさせるために、その先頭に立って頑張っていくことをここで強く表明して、反対討論といたします。

以上です。

#### 〇議長(松尾勝利君)

26年度予算の審議中ですが、12時半を過ぎております。ここで、午前中の会議は休憩します。なお、午後の会議は1時30分から再開します。

## 午後0時31分 休憩

#### 午後1時30分 再開

#### 〇議長(松尾勝利君)

午前中に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。 ここで議会運営委員会を開催いたします。

暫時休憩いたします。

午後1時30分 休憩午後1時48分 再開

#### 〇議長(松尾勝利君)

再開します。

ただいまの議会運営委員会の協議の内容について報告をいたします。

実は今議会中、議員の退席が目立ちましたので、私のほうから議運委員長のほうに申し出をして協議をいたしました。そういうことで議会中、議員の皆さん方も特別な事由を除いてなるべく本会議中ですので退席を控えていただきたい、そのことを申し添えたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、議案審議を続けます。

ほかに討論ありませんか。3番勝屋弘貞議員。

#### 〇3番 (勝屋弘貞君)

3番議員、勝屋弘貞でございます。私は、議案第1号 平成26年度鹿島市一般会計予算について、賛成の立場で討論をいたします。

今議会の一般質問の折、私は樋口市政におけるこの4年間の成果と課題について、鹿島市 民憲章に沿い、理想の鹿島市へ向かい進んでいるのかとお尋ねをいたしました。市長からは、 坂の上の雲をつかむことを目指し峠を登っていく手段が第5次総合計画であるとして、おお むね計画どおりに進んだといった内容の答弁をいただきました。

私は、4年間のうちの3年を議員という立場で内側から見てまいりました。反対という立場で討論されておられる議員の申し分、理解できるところもございますが、市長が持っておられる太いパイプ、人脈を生かし、国、県はもちろん民間ともさまざまなつながりが構築され、この4年間で近隣はもとより全国的にも注目いただけるような鹿島市となり、周回おくれだった鹿島市が先を行く近隣の背中に徐々にではありますが近づいてきているのではないかと思う次第であります。とは申し上げましても、まだまだおくれている、やらねばならぬことは山積みであります。今後も先を見据えしっかりとした運営をお願いする次第でございます。

来年度予算、骨格的な予算ではありますが、樋口市政4年間で打たれた布石が生かされ、 ますます鹿島市の発展へとつながっていくものと判断し、まいた種がしっかりと根を張り多 くの美しい花が咲くことを期待し、賛成の討論といたします。 以上でございます。

#### 〇議長(松尾勝利君)

ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

#### 〇議長(松尾勝利君)

討論を終わります。

採決します。議案第1号 平成26年度鹿島市一般会計予算について、委員長の報告は可決 であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

#### 〇議長(松尾勝利君)

起立多数であります。よって、議案第1号は提案のとおり可決されました。

しばらくお待ちください。

次に、議案第2号 平成26年度鹿島市公共下水道事業特別会計予算について、委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

#### 〇議長(松尾勝利君)

起立多数であります。よって、議案第2号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 平成26年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計予算について、 委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立 を求めます。

[賛成者起立]

#### 〇議長(松尾勝利君)

起立多数であります。よって、議案第3号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 平成26年度鹿島市国民健康保険特別会計予算について、委員長の報告 は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

#### 〇議長(松尾勝利君)

起立多数であります。よって、議案第4号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 平成26年度鹿島市後期高齢者医療特別会計予算について、委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

#### 〇議長(松尾勝利君)

起立多数であります。よって、議案第5号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 平成26年度鹿島市給与管理特別会計予算について、委員長の報告は可

決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「替成者起立〕

#### 〇議長(松尾勝利君)

起立多数であります。よって、議案第6号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 平成26年度鹿島市水道事業会計予算について、委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

#### 〇議長(松尾勝利君)

起立多数であります。よって、議案第7号は提案のとおり可決されました。

お諮りします。意見書第1号及び意見書第2号は、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

#### 〇議長(松尾勝利君)

御異議ないものと認めます。よって、意見書第1号及び意見書第2号は、委員会付託を省略することに決しました。

#### 日程第4 意見書第1号

#### 〇議長(松尾勝利君)

それでは、日程第4. 意見書第1号 TPP (環太平洋戦略的経済連携協定) 交渉に関する意見書 (案) についての審議に入ります。

提出者を代表して、意見書(案)の提出理由の説明及び朗読を求めます。9番福井正議員。

#### 〇9番(福井 正君)

9番福井正でございます。意見書第1号につきまして朗読をさせていただきます。

意見書第1号

TPP (環太平洋戦略的経済連携協定) 交渉に関する意見書 (案)

TPP交渉は、2013年末までの妥結を目指すとして進められてきたが、2013年12月にシンガポールで開催されたTPP閣僚会合では、市場アクセス、知的財産、環境、国有企業などの難航分野で交渉参加各国の主張の隔たりが埋まらず、妥結を断念し、引き続き協議を続けていくこととなった。

首相をはじめ政府の主要閣僚は、TPP交渉に関する国会の決議を守るとの交渉姿勢を堅持しており、当該決議は実質的な政府方針となっている。今後とも国益をかけた極めて厳しい交渉が続くと予想されるが、政府はいかなる状況においても、国会決議を守る姿勢を断固として貫かなければならない。

他方では、交渉が大詰めを迎えているとされる今もなお、交渉内容について十分な情報は

開示されないままである。TPPは、食の安全、医療、保険、ISD条項など、国民生活に直結する問題であることから、国民に対する情報開示は必要不可欠であり、早急に十分な情報を開示すべきである。

以上を踏まえ、政府に対し、TPP交渉において下記の事項を必ず実現するよう強く要請する。

記

- 1. TPP交渉において、TPPに関する国会決議を必ず厳守すること。
- 2. TPP交渉に関する国民への情報開示を徹底すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月26日

佐賀県鹿島市議会

内閣総理大臣 安 倍 晋 三 様 衆議院議長 伊 吹 文 明 様 参議院議長 山崎正昭 様 外 務 大 臣 岸田文雄 様 農林水產大臣 芳 正 様 林 経済産業大臣 茂木敏充 様 内閣官房長官 菅 義偉 様 TPP担当大臣 甘 利 明 様

以上のとおり意見書(案)を提出する。

平成26年3月26日

提出者	鹿島市議会議員	中	村	_	尭
"	<i>II</i>	稲	富	雅	和
<i>II</i>	<i>II</i>	勝	屋	弘	貞
"	<i>II</i>	竹	下		勇
<i>II</i>	<i>II</i>	角	田	_	美
"	<i>II</i>	伊	東		茂
"	<i>II</i>	光	武		学
<i>II</i>	<i>II</i>	徳	村	博	紀
"	<i>II</i>	福	井		正
IJ	<i>II</i>	水	頭	喜	弘
IJ	<i>II</i>	橋	爪		敏
IJ	<i>II</i>	中	西	裕	司
"	<i>II</i>	松	尾	征	子

以上です。

## 〇議長(松尾勝利君)

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

## 〇議長(松尾勝利君)

質疑を終わります。

討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

#### 〇議長(松尾勝利君)

討論を終わります。

採決します。意見書第1号 TPP (環太平洋戦略的経済連携協定) 交渉に関する意見書 (案) については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

#### 〇議長(松尾勝利君)

起立全員であります。よって、意見書第1号は提案のとおり可決されました。

## 日程第5 意見書第2号

#### 〇議長(松尾勝利君)

次に、日程第5. 意見書第2号 有明海再生のために佐賀・長崎両県との協議の早期実施 等を求める意見書(案)についての審議に入ります。

提出者を代表して、意見書(案)の提出理由の説明及び朗読を求めます。 2番稲富雅和議員。

## 〇2番(稲富雅和君)

#### 意見書第2号

有明海再生のために佐賀・長崎両県との協議の早期実施等を求める意見書(案)

国は昨年12月福岡高等裁判所の確定判決に基づいて実施すべき開門調査を、長崎地方裁判所での開門差し止め仮処分決定により相反する義務を負うとして、実施できないとの判断を示した。また、それにともなう原告側の間接強制に対しても全面的に争う異議申し立てを行うなど裁判を長期化させており、解決の糸口さえ見出せない状況である。

このような中、有明海の佐賀県鹿島地区では、25年度のノリ養殖は早期のプランクトン発生によって色落ち被害が生じ、水揚高が昨年の7割まで落ちている。また、タイラギ生産も

貝の生息がほとんど確認できず2年続けて休漁となり、今後の漁家経営に大きな不安が生じている。

裁判を長期化させることは、開門調査による有明海再生に望みを託している漁業者の就業 意欲を失墜させるばかりか、有明海のもつ再生能力をも減退させかねない。

国は、このような事態を真摯に受け止め、一刻も早く佐賀・長崎両県との話し合いによる解決の方策を示し、有明海再生のための開門調査が早期に実施できるよう下記のとおり強く要望する。

記

- 1. 深刻な漁業被害が生じていることをふまえ、事実に基づく現地調査を早急に実施すること
- 2. 国が話し合いによる解決を模索しているのであれば、まず長崎県側の理解を得ること が必要であり開門のための対策工事等について安全面など納得させうる方策を示すこ と
- 3. 干拓事業は国が主体的に取り組んだ事業であるとの認識をもって、両県との協議を積極的に進めること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月26日

佐賀県鹿島市議会

内閣総理大臣 安 倍 晋 三 様 衆議院議長 伊 吹 文 明 様 山 崎 正 昭 参議院議長 様 農林水產大臣 芳 正 様 林 環境大臣 石 原 伸 晃 様 内閣官房長官 菅 義 偉 様

以上のとおり意見書(案)を提出する。

平成26年3月26日

提出者	鹿島市議会議員	中	村	_	尭
"	II.	稲	富	雅	和
"	"	勝	屋	弘	貞
"	"	竹	下		勇
"	"	角	田	_	美
"	"	伊	東		茂
"	"	光	武		学
"	"	徳	村	博	紀

<i>))</i>	"	福	井		止
IJ	IJ	水	頭	喜	弘
IJ	IJ	橋	爪		敏
IJ	IJ	中	西	裕	司
IJ	IJ	松	尾	征	子
"	IJ	松	本	末	治

鹿島市議会議長 松 尾 勝 利 様

以上です。

## 〇議長(松尾勝利君)

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

## 〇議長(松尾勝利君)

質疑を終わります。

討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

#### 〇議長(松尾勝利君)

討論を終わります。

採決します。意見書第2号 有明海再生のために佐賀・長崎両県との協議の早期実施等を 求める意見書(案)については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求め ます。

[賛成者起立]

## 〇議長(松尾勝利君)

起立全員であります。よって、意見書第2号は提案のとおり可決されました。 以上をもちまして、今期定例会に付議された案件は全部終了いたしました。 よって、今期定例会は本日をもって閉会といたします。お疲れさまでした。

午後2時5分 閉会

以上、会議の次第を記載し、内容については正当なることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

鹿島市議会議長 松尾勝利

会議録署名議員 14番 松 本 末 治

同 上 1番 中村一 堯

同 上 2番 稲 富 雅 和